

議案第四号

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例の一部を改正する条例

第一条 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年杉並区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「次の各号に」を「次に」に、「第二十七条第一項第三号」を「第六条の三」に、「者を」を「ものを」に改める。

第二条 杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例（平成九年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第五十六条第九項」を「第五十六条第十項」に改める。

第三条 杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第五十六条第十項」を「第五十六条第十一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る等の必要がある。

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び杉並区保育の実施等に
 係る費用徴収条例の一部を改正する条例

第一条による改正（杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

新 条 例
 旧 条 例

（用語の定義）

第二条 略

2 略

3 この条例において「養育者」とは、次に

掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父母及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三に規定する里親以外のものをいう。

一 三 略

4 略

（用語の定義）

第二条 略

2 略

3 この条例において「養育者」とは、次の

各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父母及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号に規定する里親以外の者をいう。

一 三 略

4 略

第二条による改正（杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例の一部改正）

<p>新 条 例</p>	<p>(督促及び滞納処分) 第四条 略</p> <p>2 区長は、前項の規定による督促を受けた者がその期限までに納付しないときは、法第五十六条第十項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p>	<p>旧 条 例</p>	<p>(督促及び滞納処分) 第四条 略</p> <p>2 区長は、前項の規定による督促を受けた者がその期限までに納付しないときは、法第五十六条第九項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p>
<p>新 条 例</p>	<p>第三条による改正(杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例の一部改正)</p> <p>(督促及び滞納処分) 第四条 略</p> <p>2 区長は、前項の規定による督促を受けた者がその期限までに納付しないときは、法第五十六条第十一項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p>	<p>旧 条 例</p>	<p>(督促及び滞納処分) 第四条 略</p> <p>2 区長は、前項の規定による督促を受けた者がその期限までに納付しないときは、法第五十六条第十項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p>